

練馬区災害時ペット対策に関する基本的な考え方

1 目的

この「考え方」は、被災時の動物保護活動について、区・避難拠点、飼い主、獣医師の活動を定め、災害時の人と動物の安全、負傷した動物の手当て、被災した動物の適正な保護・管理を図ることを目的とする。

2 災害時におけるペット対策の考え方

災害が発生した場合、人間だけでなく、多くの飼育されている動物も被災する。災害時には人命を守ることが最優先となるが、火災の発生が危惧されたり、自宅が倒壊する危険などがある場合に、「ペットがいるから避難できない」「ペットを置いてきてしまったので家に戻らないといけない」といった行動は、新たな被害につながる恐れがある。また、「避難拠点に連れて行けない」とペットを放してしまえば、人に危険が生じることも考えられる。

このようなことから、災害が発生した場合に、適切に飼育動物の保護等を行い、ペットの飼い主である区民や避難生活を送る区民の安全・安心を確保するため、災害時におけるペット対策を行う。

なお、災害時におけるペット対策は、日頃からの準備が大切である。区は、日常から区民への啓発を欠かさず行っていく必要がある。

3 区の被災動物救護体制

練馬区災害対策条例第14条では、「区は、災害が発生した場合に適切な飼育動物の保護等を行うため、設備の整備に努めるものとします。」と定めている。さらには、練馬区地域防災計画の防災本編第3部災害応急対策計画において、飼育動物対策として、飼い主責任の原則、同行避難、災害により傷病を負った動物の救護、動物救護センターの設置を規定している。

区では、平成12年8月に社団法人東京都獣医師会練馬支部（以下「練馬区獣医師会」という。）と「災害時の区と獣医師会との協力に関する協定書」、平成15年4月には森久保薬品株式会社と「災害時の被災動物に係る応急薬品・機材等の優先供給に関する協定書」を取り交わし、被災動物の救護体制を充実してきた。

東京都においては、公益社団法人東京都獣医師会等と「動物救援本部」を設置し、

区市町村との連絡調整・情報交換、情報提供を行うこととしている。さらに平成23年3月「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定」を締結し、被災した愛護動物の救護を図ることとした。

4 飼い主の心構えおよび責任

飼い主からすれば家族同様のペットであっても、多くの住民が共同生活を送る避難拠点においては、鳴き声や衛生面、動物アレルギー等の様々な課題が存在する。同行避難した際には、避難拠点の中で、人と動物が気持ちよく過ごすため、飼い主は次の準備をしておく。

(1) 日頃から準備しておくもの

ペットの食餌、水(3日分程度)

ケージ、リード、首輪、トイレ用品、薬等の生活用品

犬については、避難拠点で安心して受け入れられるよう、犬鑑札と狂犬病予防注射済票を身に付けさせる。

(2) 日頃からのしつけおよび健康管理

他の避難者・ペットの迷惑とならないよう、無駄吠えをさせない、噛み付いたり、飛びついたりさせないなど、日頃から基本的なしつけが欠かせない。あわせて、ノミやダニ、伝染病の予防なども普段から心がけておく。

5 避難拠点での受入れ・活動

各避難拠点では、ルールを定め、それぞれの拠点の特性を踏まえた「同行避難ペット受入マニュアル」を策定し、ペットを受け入れる。

(1) 避難拠点で受け入れられるペット

原則として自宅から飼い主等と同行避難した犬・猫等の小動物

小動物とは、犬、猫、ハムスター、ウサギ、フェレット、小鳥、爬虫類などのペットをいう。

上記の小動物でも、他の避難住民やペットに危害を及ぼすと思われる動物は受け入れない。

身体障害者補助犬法で定める盲導犬、介助犬、聴導犬は使用者と同一空間で受け入れる。

(2) 避難拠点での活動

動物避難所の設置

学校の敷地内にペットを飼育する「動物避難所」を設置する。

避難したペットの登録

避難したペットの登録を行う。同行避難者には避難拠点におけるペット飼育ルールを遵守するよう指導する。

動物保護班の編成

同行避難者全員で「動物保護班」を編成し、「動物避難所」の運営を行う。動物

保護班は、協力して動物保護活動を行う。

避難したペットの飼育

ペットの飼育は、原則として同行避難者の責任で行う。

練馬区ペット防災対策本部との連絡調整

避難拠点での動物保護活動を円滑に行うため、練馬区ペット防災対策本部と連携を図る。

6 練馬区ペット防災対策本部の設置

区は、各避難拠点動物避難所および動物病院等の活動支援、動物救護センターの設置等、区の総合的なペット防災対策を実施するため、健康部生活衛生課に、「練馬区ペット防災対策本部」を発災後速やかに設置し、練馬区獣医師会と連携し、次のことを行う。

(1) 練馬区獣医師会・協定薬品会社への要請

練馬区獣医師会・協定薬品会社との協定に基づき、動物救護活動の要請を行う。

(2) 被災ペットに関する相談への対応

区民および各避難拠点からの様々な相談に対応する。なお、獣医療行為等についての相談は、練馬区獣医師会会長に連絡する。

(3) 動物病院に関すること

動物病院の稼働状況の把握

動物病院の稼働状況を練馬区獣医師会会長から発災後3日以内に報告を受け、区災害対策本部および各避難拠点に連絡する。また、練馬区獣医師会、各避難拠点（動物保護班）、区災害対策本部、東京都動物救援本部と連絡を取り合い、情報の共有を図る。

動物病院で不足する薬品・器具・器材の調達

各動物病院から、不足する薬品・器具・器材の連絡を受け、協定薬品会社へ発注する。協定薬品会社にはあらかじめ、動物用医薬品・医療資材、救護用物資等の備蓄状況や配送体制を確認しておく。

(4) 死亡したペットの引き取り

災害発生時には、死亡したペットの状況により、動物の死体引き取りについて、清掃事務所に協議を図る。

(5) 危険動物の逸走

警察に依頼し、逸走動物の迅速な捕獲等の必要な措置をとる。なお、区は必要に応じて住民に周知、避難誘導を図るとともに、各避難拠点は避難住民への周知、避難誘導を行う。

(6) 動物救護センター開設の準備

被害状況により「動物救護センター」の開設する準備を行う。動物救護センターでは、被災により飼い主が飼育できない犬・猫等の小動物等を受け入れる。開設準備にあたっては、区災害対策本部、練馬区獣医師会と下記の開設候補地の状

況、人員の確保、器具等の準備、設置可能時期などについて協議の上適地を選定し、準備する。

都立城北中央公園 小野球場 1（板橋区と要協議）

都立光が丘公園 弓道場

都立石神井公園 A地区野球場

（7）ボランティアの受入れ

災害時には、区の要請により練馬区社会福祉協議会が練馬文化センターでボランティアの応募を受け付けるので連携し、ペットのボランティアを受け付ける。また、（社）日本獣医師会、（社）東京都獣医師会、動物愛護団体（（財）日本動物愛護協会、（社）日本動物福祉協会、（社）日本愛玩動物協会、（社）日本動物保護協会）でもボランティア活動を行うので、連携を取って受入れを行う。

ボランティアは練馬区ペット防災対策本部の指示に従い、各避難拠点動物避難所・動物救護センターにおいて、ペット飼育のボランティア活動を実施する。

7 動物救護センターの開設

区は、避難拠点閉鎖後も、飼い主の傷病等やむを得ない理由で飼い主等が飼育できない犬・猫等の小動物等を受け入れる「動物救護センター」を災害の規模に応じ施設の仕様を決定し、設置する。設置・運営についての詳細は、「動物救護センター運営マニュアル」により定める。また、活動内容については、以下のことを行う。

（1）犬・猫等の受入、飼育

各避難拠点閉鎖後においても飼い主等が飼育できない犬・猫等の小動物を受け入れ、飼育を行う。

（2）動物救護センターの活動

避難ペットの登録

各避難拠点等から避難してきた犬、猫等の登録を行う。

ペットの世話等

給水、給餌、散歩、餌・糞尿の清掃、書類の管理、用品の貸与、相談対応等、衛生管理および健康管理に留意し、犬・猫等の適正な保護・管理を行う。

ペットの返還

飼い主の傷病等が回復しペットを飼育できるようになった場合、取り違いが起きないように確認し、返還する。

救護動物の譲渡

飼い主が被災した場合でも、ペットの所有権を放棄することは原則として許されないが、真にやむを得ない事情により放棄せざるを得ない場合は、東京都動物愛護相談センターに協力を求めたり、ボランティアの力を借りながら、可能な限り、新たな飼い主を探す。

その他

動物に関する救援物資の受入れや、犬・猫等の死体処理を行う。

8 練馬区獣医師会の役割

練馬区獣医師会は、区との協定に基づき、各動物病院で獣医療行為や飼い主への相談・助言活動を行う。

また、練馬区獣医師会は、動物救護対策本部を設置し、動物救護活動を行う。

(1) 動物病院

診療の開始

各動物病院は、可能であれば診療を再開し、被災動物の診療等にあたる。診療を開始した場合は、練馬区獣医師会会長に連絡する。

不足品の調達

各動物病院は、不足する薬品・器具・器材がある場合は、練馬区ペット防災対策本部に連絡する。

(2) 練馬区獣医師会

動物病院の稼働状況の報告

練馬区獣医師会会長は、各動物病院の稼働状況、治療状況（治療数等）を取りまとめ、発災後3日以内に練馬区ペット防災対策本部に連絡する。

獣医療行為の相談

練馬区獣医師会会長は、練馬区ペット防災対策本部からの獣医療行為等についての相談に対応する。

動物救護センター開設の協力

練馬区獣医師会は、練馬区ペット防災対策本部とともに「動物救護センター」の適地を選定するとともに、備品等開設に向けた技術的協力を行う。

動物救護センターでの活動

動物救護センター開設後、練馬区獣医師会は少なくとも1日1回動物救護センターを訪問し、連絡調整を行うとともに動物の健康状態を確認し、管理・運営について助言を行う。

救護動物の譲渡の支援

犬・猫等の譲渡に関する要請があった場合、可能な限り協力する。

9 災害対策の終息期の活動

被災地域の社会活動の再開状況や動物救護状況等から区災害対策本部の解散にあわせて、区、練馬区ペット防災対策本部、練馬区獣医師会で協議し、動物救援活動終了を決定する。なお、仮設住宅等での飼い主支援活動については、別途練馬区獣医師会および区、練馬区ペット防災対策本部で協議する。